

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（普通退職の場合の退職手当の基本額） 第5条 次条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例第9条の規定に基づく給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>1 一年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の50</u></p> <p>1 1年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の115</u></p> <p>1 6年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の155</u></p> <p>2 1年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の210</u></p> <p>2 6年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の140</u></p> <p>3 1年以上の期間については、1年につき<u>100分の105</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に<u>41.25</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>（定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第6条 定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、職員の定年等に関する条例（昭和59年墨田区条例第3号）第4条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に</p>	<p>〔同左〕 第5条 〔同左〕</p> <p>1 一年以上10年以下の期間については、1年につき<u>100分の100</u></p> <p>1 1年以上15年以下の期間については、1年につき<u>100分の135</u></p> <p>1 6年以上20年以下の期間については、1年につき<u>100分の150</u></p> <p>2 1年以上25年以下の期間については、1年につき<u>100分の165</u></p> <p>2 6年以上30年以下の期間については、1年につき<u>100分の180</u></p> <p>3 1年以上の期間については、1年につき<u>100分の165</u></p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に<u>50</u>を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p> <p>〔同左〕 第6条 〔同左〕</p>

掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

1年以上10年以下の期間については、  
1年につき100分の85

11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の165

16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の175

26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の160

35年以上の期間については、1年につき100分の90

- 2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に49.55を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(退職手当の調整額)

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める点数(以下「ポイント」という。)を合計した点数に、第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

— 第1号区分 360

— 第2号区分 300

— 第3号区分 240

— 第4号区分 185

— 第5号区分 165

— 第6号区分 150

— 第7号区分 130

— 第8号区分 0

- 2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

1年以上10年以下の期間については、  
1年につき100分の140

11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の190

16年以上30年以下の期間については、1年につき100分の200

31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の150

34年以上の期間については、1年につき100分の60

- 2 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額に59.2を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

〔同左〕

第10条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与された点数のうち、評価期間におけるものを合計したものに第6項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- 2 任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数(以下「ポイント」という。)を会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

—	第1号区分	240
—	第2号区分	190
—	第3号区分	140
—	第4号区分	90
—	第5号区分	70
—	第6号区分	60
—	第7号区分	50
—	第8号区分	0

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4～7 〔略〕

(勤続期間の計算)

第11条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前3項の規定による在職期間のうち、前条第4項に規定する休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5～8 〔略〕

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決

3 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4～7 〔略〕

〔同左〕

第11条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 前3項の規定による在職期間のうち、前条第4項に規定する休職月等が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。

5～8 〔略〕

〔同左〕

第17条 〔同左〕

職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決

の確定前に退職をしたとき。

〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

〔略〕

当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

〔略〕

6～11 〔略〕

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

2～8 〔略〕

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 退職をした者に対し当該退職に係

の確定前に退職をしたとき。

〔略〕

2～4 〔略〕

5 〔同左〕

〔略〕

当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第2項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

〔略〕

6～11 〔略〕

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない。

2～8 〔略〕

〔同左〕

第19条 〔同左〕

る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、前条第2項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

・ [略]

2～6 [略]

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 [略]

付 則

1～8 [略]

当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

・ [略]

2～6 [略]

〔同左〕

第21条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 [略]

付 則

1～8 [略]

9 退職した者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年墨田区条例第 号）による改正前の第10条第1項及び第2項の規定により付与したポイント（平成25年4月1日以後に都職員等から引き続き新たに職員となった者にあつては、規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。）を有する場合であつて、確定ポイントに第10条第6項に定める退職手当の調整額の単価（第12項及び第13項において「単価」という。）を乗じて得た額（以下「旧調整額」という。）が同条第1項の規定により計算した退職手当の調整額（次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額）を超えるときは、同条第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

〔新設〕

10 第10条の規定の適用を受ける者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職したもののポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

〔新設〕

— 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

- ア 第1号区分 280
- イ 第2号区分 226.7
- ウ 第3号区分 173.4
- エ 第4号区分 121.7
- オ 第5号区分 101.7
- カ 第6号区分 90
- キ 第7号区分 76.7
- ク 第8号区分 0

— 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

- ア 第1号区分 320
- イ 第2号区分 263.4
- ウ 第3号区分 206.7
- エ 第4号区分 153.4

オ 第5号区分 133.4

カ 第6号区分 120

キ 第7号区分 103.4

ク 第8号区分 0

1.1 前2項の規定は、第3項及び第4項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

〔新設〕

1.2 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表(二)（以下「行政職給料表(二)」という。）の適用を受け、かつ、第10条第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める点数（当該対象期間中に同条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

〔新設〕

— 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20

— 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40

— 平成27年4月1日以後の期間 60

1.3 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級（平成17年3月31日以前の期間にあつては、3級）以上であった期間（その者が都職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間）を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める点数（当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前

〔新設〕

項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

— 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7

— 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4

— 平成27年4月1日以後の期間 2.0

## 付 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### ( 退職手当の基本額に係る経過措置 )

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定に該当する者のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成27年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に退職したものに対して支給する退職手当の基本額（改正後の条例第4条の3に規定する退職手当の基本額をいう。以下同じ。）については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第5条第1項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1の平成25年度の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1の平成26年度の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

- 3 改正後の条例第6条第1項及び第7条第1項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第7条の3に規定する者にあつては、同条の規定により計算した額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第2の平成25年度



の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第2の平成26年度の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

- 4 前2項の規定は、改正後の条例第7条の4第1項、第8条、第9条、第18条第4項及び付則第2項から第4項までの規定に該当する者に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

付則別表第1

勤続期間	平成25年度の支給率	平成26年度の支給率
1年	0.83	0.66
2年	1.66	1.33
3年	2.50	2.00
4年	3.33	2.66
5年	4.16	3.33
6年	5.00	4.00
7年	5.83	4.66
8年	6.66	5.33
9年	7.50	6.00
10年	8.33	6.66
11年	9.61	7.88
12年	10.90	9.10
13年	12.18	10.31
14年	13.46	11.53
15年	14.75	12.75
16年	16.26	14.28
17年	17.78	15.81
18年	19.30	17.35
19年	20.81	18.88

20年	22.33	20.41
21年	24.13	22.36
22年	25.93	24.31
23年	27.73	26.26
24年	29.53	28.21
25年	31.33	30.16
26年	33.00	31.70
27年	34.66	33.23
28年	36.33	34.76
29年	38.00	36.30
30年	39.66	37.83
31年	41.11	39.08
32年	42.56	40.33
33年	44.01	41.58
34年	45.46	42.83
35年	46.91	44.08
36年以上	47.08	44.16

付則別表第2

勤続期間	平成25年度の支給率	平成26年度の支給率
1年	1.21	1.03
2年	2.43	2.06
3年	3.65	3.10
4年	4.86	4.13
5年	6.08	5.16
6年	7.30	6.20
7年	8.51	7.23
8年	9.73	8.26
9年	10.95	9.30

10年	12.16	10.33
11年	13.98	12.06
12年	15.80	13.80
13年	17.61	15.53
14年	19.43	17.26
15年	21.25	19.00
16年	23.16	20.83
17年	25.08	22.66
18年	27.00	24.50
19年	28.91	26.33
20年	30.83	28.16
21年	32.75	30.00
22年	34.66	31.83
23年	36.58	33.66
24年	38.50	35.50
25年	40.41	37.33
26年	42.28	39.06
27年	44.15	40.80
28年	46.01	42.53
29年	47.88	44.26
30年	49.75	46.00
31年	51.28	47.56
32年	52.81	49.13
33年	54.35	50.70
34年	55.28	51.96
35年以上	55.98	52.76